

【適用関係】

(単位:人、事業所数、円)

① 被保険者・事業所情報 (平成26年9月末現在)	国民年金		厚生年金保険					標準報酬月額 の平均(船員含む)
	被保険者数		適用事業所数		被保険者数			
	1号(任意含む)	3号	船舶所有者除く	船舶所有者	船員を除く		船員	
			男子(坑内員含む)	女子				
	17,439,287	9,391,293	1,832,883	4,569	22,903,667	13,054,742	54,300	309,325

【徴収関係】

(単位:千円、万円)

② 国民年金保険料収納済歳入額及び納付状況	保険料収納済歳入額(平成26年9月分)			保険料納付状況(平成26年10月末現在)				
	合計	現年度	過年度	現年度分			過年度分	
				納付月数	納付対象月数	納付率(26年度)	納付率(24年度)	納付率(25年度)
	137,439,300	127,761,234	9,678,065	4,138	7,169	57.7%	66.2%	64.4%

※現年度分の納付率については、平成26年10月末納付期限の平成26年4～9月分のものである。

※過年度分の納付率(24年度・25年度)については、それぞれ、平成24年度分の保険料および平成25年度分の保険料のうち、平成26年10月末までに納付された月数の割合である。

※国民年金保険料は、納付期限から2年を経過すると納めることができなくなっていたが、平成24年10月から3年間に限り、過去10年間の保険料を納めることが可能となった。(年金確保支援法)ただし、保険料収納済歳入額の過年度分については、本来の納付期限である直近2年を超えた分は含まれていない。

(単位:千円)

③ 厚生年金保険料徴収状況(累計) (平成26年9月末現在)	保険料徴収状況				
	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額	収納率(注)
	13,280,766,010	12,843,113,431	10,355,619	427,296,961	96.7%

(注)口座振替による保険料納付は、月末が土・日曜日の場合、翌月に引き落としが行われるため収納率が低くなる。

【年金給付関係】

(単位:件、円)

④ 国民年金年金受給者情報 (平成26年9月末現在)	合計			老齢給付			障害給付			遺族給付		
	9月新規決定	月末現在	平均年金月額	9月新規決定	月末現在	平均年金月額	9月新規決定	月末現在	平均年金月額	9月新規決定	月末現在	平均年金月額
	35,318	31,896,365	54,583	28,673	29,982,780	53,449	5,701	1,813,854	71,962	944	99,731	79,473

※「国民年金受給者」とは、旧法拠出制国民年金と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には厚生年金を上乗せしている方を含む。

※「平均年金月額」は、決定済年金額の年金受給者ベースの月末現在のものであり、繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

※上記のほか、平成26年9月末現在で、943人の方が老齢福祉年金を受給している。

(単位:件、円)

⑤ 厚生年金保険年金受給者情報 (平成26年9月末現在)	合計			老齢給付			障害給付			遺族給付		
	9月新規決定	月末現在	平均年金月額	9月新規決定	月末現在	平均年金月額	9月新規決定	月末現在	平均年金月額	9月新規決定	月末現在	平均年金月額
	108,208	32,530,250	102,335	A ……33,138 B ……49,749	A ……14,449,377 B ……12,498,392	A ……147,527 B ……57,483	2,575	399,514	102,086	22,746	5,182,967	84,525

※「厚生年金保険受給者」とは、旧法と新法厚生年金保険の受給者の合計であり、新法厚生年金保険の受給者には同時に新法基礎年金を受給している方を含む。

※「平均年金月額」は、決定済年金額の年金受給者ベースの月末現在のものであり、在職による一部停止額及び繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

※「老齢給付」の種類は、A:新法の老齢厚生年金(老齢相当)と旧法の老齢年金の合計、B:新法の老齢厚生年金(通老相当)と旧法の通算老齢年金の合計である。

※【平成19年4月1日施行】厚生年金保険・国民年金の年金受給権者からの申出による年金給付の支給停止件数は、592件である。(平成26年10月末現在)

(単位:万件、億円)

⑥ 厚生年金保険・国民年金の支払件数・金額 (平成26年12月定時支払)	合計		金融機関(ゆうちょ銀行を除く)		ゆうちょ銀行	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	6,752	72,346	5,120	52,275	1,571	14,304

※支払金額の「合計」は、「金融機関(ゆうちょ銀行を除く)」と「ゆうちょ銀行」のほか、外国送金等を含む。

【お客様へのサービス】

＜発送(発行)関係＞

(単位:件)

⑦～⑬は11月発送(発行)分	⑦年金請求書の 事前送付 (A4版請求書)	⑧65歳年金請求 書 (はがき)	⑨老齢年金のお 知らせ (はがき)	⑩年金加入期間 の確認について (はがき)	⑪69歳到達年金 未請求者への お知らせ (はがき)	⑫ねんきんネット ユーザIDの発行	⑬ねんきん定期 便
	133,228	122,580	15,352	10,521	1,278	58,838	4,648,292

※⑦は、年金支給年齢到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等を記載した年金請求書を60歳(男子:61歳)または65歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑧は、60歳到達後に老齢厚生年金を受けている方が65歳になったときは、60歳前半の老齢給付に代わって、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることが可能となるため、年金請求書(はがき)を65歳になる誕生月の初旬に送付。

※⑨は、60歳到達後に受給権が発生する方(60歳到達時には、基礎年金番号で管理している厚生年金保険の期間が12月未満の方)に、65歳からの老齢基礎年金のこと等のお知らせを60歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑩は、日本年金機構で管理している年金加入期間のみでは、受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑪は、日本年金機構で管理している年金加入記録のみで年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に、年金請求を促すためのお知らせを69歳到達月に送付。

※⑫は、日本年金機構のホームページからユーザID・パスワード等を入力しログインすることにより年金加入記録等がいつでも閲覧可能となる「ねんきんネット」のユーザIDの発行件数。

※⑬は、毎年1回、誕生月に、国民年金及び厚生年金保険の被保険者の方に対して、ねんきん定期便を送付している件数。

※⑭は、全国の年金事務所における相談件数。

※⑮は、ねんきんダイヤルにおける総呼数に対する応答数の割合。

＜相談関係＞

(単位:件)

⑭⑮は10月応対分	⑭年金事務所に おける年金相談 件数	⑮ねんきんダイヤ ル応答率
	497,388	75.0%